

年末たすけあい運動  
実施中!



共同募金事業には、十月から十二月まで実施される「赤い羽根募金（一般募金）」と、十二月に実施される「年末たすけあい募金」の二種類があります。「赤い羽根募金」で集められた募金は、主に県内の民間社会福祉施設・団体が行うさまざまな事業を応援するために使われるのに対し、「年末たすけあい募金」は市区町村の地域ごとに実施される福祉活動のために全額活用されます。

昭和二十八年、越年支援を目的として住民同士が米や衣服などを持ち寄ってお互いを助け合う一品持ち寄り運動として始まった「年末たすけあい募金」は、最初の数年間、物品による寄付が中心でした。その後、月日の経過とともにお金による寄付に様変わりしてきたため、昭和三十四年から共同募金運動の一環として行われるようになり、日々の生活支援が必要な人々を支えるための財源として活用されるようになりました。最近では、独居高齢者へのおせち料理の配達や、病院などへの送

迎サービスを提供する団体の活動費に充てられたり、地域ぐるみでボランティア活動を推進している団体や障害者団体をはじめ、公的援助に恵まれない小規模な福祉団体の活動にも支援の輪を広げています。また、新たに公募方式を取り入れて、支援の範囲を広げる地域も増えてきました。

平成二十三年度の年末たすけあい目標額は三億九千七百三十四万円。「誰もが住み慣れた街で安心して暮らす」ために、地域ごとにさまざまな福祉事業が計画されています。

皆さまの温かいご支援をお待ちしています。よろしくお願ひいたします。

- ◇実施期間:平成23年12月1日(木)~31日(土)
- ◇寄付金受付窓口:共同募金会市区町村支会
- ◇寄付金・配分金の取り扱い:  
各支会で受け入れた寄付金は本会に送金され、その後、当該地域の事業費として全額活用されます。
- ◇問合せ先:  
県共同募金会  
☎045-312-6339



福祉と医療の包括的支援  
を担う施設として

―第22回全国福祉医療施設大会開催

去る十一月二十四日から二日間、第二十二回全国福祉医療施設大会を本県にて開催し、約二百名の参加がありました。

本大会は無料・低額診療事業(以下、「無低事業」)を行う施設の役員・職員が集う大会です。

「無低事業」とは、社会福祉法に第二種社会福祉事業として規定されており、生活保護を受けている方や生計困難な方が、経済的・社会的な理由によつて必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行うものです。福祉の専門職が相談に応じる等、福祉と福祉の包括的支援を行っています。

今年度の大会は、「福祉医療施設が果たすべき役割―被災者支援と福祉医療に求められるもの―」をテーマに、一日目は、高橋信夫さん(全国福祉医療施設協議会会長)

の基調報告、諏訪徹さん(厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官)の行政説明、各施設の従事者が実践報告を行う分科会、河

幹夫さん(神奈川県立保健福祉大学教授)の講演が行われました。

分科会では、「生計困難者」のための一面的な課題解決のみではなく、多面的な福祉的配慮を必要とする「生活困難者」のニーズへの的確な対応の必要性など、さまざまな報告・提言がなされました。

また二日目は、コーディネーターの武内昶篤さん(福多摩済生医療団理事)、

- 田島誠一さん(財)日本老人福祉財団理事長)、
- 服部安子さん(浴風会ケアスクール校長)、
- 吉井宏さん(福)恩賜財



シンポジウムでの被災地支援の報告から、福祉・医療を包括的に行う施設の役割が確認されました(写真は右から武内さん、田島さん、服部さん、吉井さん)

団済生会神奈川県病院長)によるシンポジウムと、分科会の報告が行われました。

今後も福祉と医療とをつなぐ重要な役割を、連携・協働のもとに果たしていくこと、そのための信頼関係構築を目指していくこととし、閉幕しました。

(社会福祉施設・団体担当)